



AdviSe



第107号

2014/4/20

i-Mark C.P.T.A. Corporation

経営者保証に関するガイドラインが施行されました。

2月1日より「経営者保証に関するガイドライン」が施行されました。

中小企業が事業資金の借入を行う場合、経営者個人による個人保証を求められるのが一般的でしたが、一定の場合には経営者の個人保証を求めないことを定めるものです。また、今まで会社が破産する場合には経営者個人にも保証債務がのしかかり、経営者個人も破産するしかありませんでしたが、このガイドラインにより残存資産の範囲も定められました。

ガイドラインの内容は、

① 法人と個人が明確に分離されており、財務基盤の強化、経営の透明性の確保ができていると判断された場合には、経営者の個人保証を求めないこととなります。

例えば、法人から経営者への貸付などを行わないこと、事業上必要のない個人の飲食代などを法人の経費に計上しないこと、法人の事業に必要な資産を個人の所有ではなく法人の所有にすること、自宅兼店舗・自家用車兼営業車について法人が適切な賃料を経営者に支払うことなどの例示が挙げられています。

また、経営者個人の資産を債権保全の手段としなくても、法人の資産・収益力で債務の返済が可能と判断しうる財務状況を確保することが重要となります。

② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（自由財産99万円に加え、雇用保険の給付期間の考え方等を参考に年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどが検討されます。

③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されます。

第三者保証人についても、上記②,③については経営者本人と同様の取扱いとなります。また本ガイドラインにより保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録は行われなくなっています。

ただし、遡及適用はなく、平成26年2月1日以降の融資に適用されます。

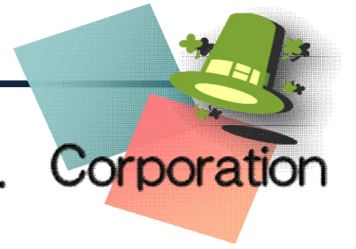
政府系金融機関でも経営者保証を求めない資金繰り支援が強化されています。

【保証人特例制度の拡充・新設】

日本政策金融公庫では、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応がなされています。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
特例の内容	経営責任者の方の保証が免除されます。	定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に経営責任者の方の保証債務の発生が猶予されます。
加算利率	0 ~ 0.4% (小規模事業者は一律0.3%上乘せ)	0 ~ 0.1%

既にご利用いただいている貸付についても、保証の猶予を受けられます。ただし、平成26年1月31日までに保証人特例を利用した方は除かれます。



領収証等に貼る印紙が4月から緩和されます。

事業者が金銭を受け取った場合に作成する領収証やレシートなど「金銭又は有価証券の受取書」（以下「受取書」）は、原則として印紙を貼る必要があります。

ただし、この受取書は一定額に満たない場合には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この場合の一定額とは、平成26年3月31日までの受け取りであれば3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りでは5万円へと緩和されました。4月1日以降の受取書に記載された金額が5万円未満であれば、印紙を貼る必要はありません。

受取書その他、印紙税が緩和されるのは、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」です。これらは、平成9年4月1日から平成26年3月31日まで印紙税の軽減措置の対象でしたが、平成30年3月31日以降まで軽減措置が延長及び拡充されます。

補助率
2/3以内

平成25年度補正予算事業 「ものづくり・商業・サービス補助金」

（経済産業省HPより抜粋）

製造業の設備投資促進のための目玉施策として実施されている「ものづくり補助金」ですが、今回は製造業だけでなく情報通信やサービス業などの非製造業にも対象が広がられます。

対象類型	ものづくり技術	革新的サービス
対象要件	<p>「中小企業ものづくり高度化法」に基づく【特定ものづくり基盤技術】を活用していること</p> <p>「特定ものづくり基盤技術」とは、我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資する11分野の技術</p>	<p>革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること</p> <p>「革新的サービス」とは、自社にとって新たな取り組みであり、同業他社と比較しても新たな取り組みであるサービス</p>

成長分野型	一般型	小規模事業者型
環境等の成長分野参入に対する試作品開発・設備投資等	設備投資を伴う試作品・新商品・新サービスの開発等	設備投資を伴わない開発費用等
補助上限額 1500万円	補助上限額 1000万円	補助上限額 700万円

上記のいずれもグループを組成した場合、企業数に応じて補助上限額を引上げ（補助上限:個者の補助上限×5社）

この計画は「認定支援機関」に事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

その他金融機関からの借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資に対する支援、取引先の事業所の閉鎖・縮小の影響を受けている事業者の設備投資などの補助金もあります。

一次締切は過ぎましたが、二次締切は平成26年5月14日となっています。